第１号様式（第５条関係）

京都市森林整備事業補助金交付申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市長 | 年　　月　　日 |
| 申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） | 申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）  電話　　　－ |

|  |  |
| --- | --- |
| 京都市補助金等の交付等に関する条例第９条の規定により補助金の交付を申請します。 | |
| 事業の名称 |  |
| 事業箇所 |  |
| 事業の完了年月日 | 年　　　月　　　日 |

第２号様式（第５条関係）



第３号様式（第５条関係）

番　　　号

年　月　日

＜申請者＞　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　京都市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当：　　　　）

京都市森林整備事業補助金交付（不交付）決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のありました○○○○補助金につきましては、下記のとおり交付（不交付と）することに決定しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第１２条第１項（第２項）の規定により通知します。

記

（交付の場合）

　　１　交付決定（予定）金額

　　２　交付条件

1. 補助金は、本事業以外には支出してはいけません。
2. 補助金受領後は、速やかに精算し、補助金支払状況報告書を提出してください。
3. 京都市補助金等の交付等に関する条例第１６条第１項に掲げる書類を整備し、事業完了の翌年度から起算して１０年間保管してください。
4. 本補助金を受けた施行地において、補助金交付年度の翌年度から起算して５年以内にその一部又は全部を森林以外の用途へ転用する場合、又は立木竹の全部の伐採除去をしようとする場合は、その旨を市長に届けるとともに、公共用である場合を除き、当該転用に係る森林について、交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。
5. 本補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。
6. 京都市補助金等の交付等に関する条例第２２条第１項に掲げる各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命じることがあります。
7. その他京都市補助金等の交付等に関する条例、森林整備事業補助金交付要綱を遵守してください。

（不交付の場合）

１　不交付の理由

　　　　この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

　　　　また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消の訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消の訴えを提起することはできなくなります。

第４号様式（第７条関係）

京都市森林整備事業補助金支払状況報告書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市長 | 年　　月　　日 |
| 申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） | 申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）  電話　　　― |

|  |  |
| --- | --- |
| 京都市森林整備事業補助金交付要綱第７条の規定により提出します。 | |
| 事業の名称 |  |
| 補助金支払状況 |  |

